

## 綿半ドットコム PC 処分+データ消去サービス利用規約

### 第1条（目的）

お客様（以下「甲」という）は株式会社綿半ドットコム(以下「乙」という)が提供する PC 処分+データ消去サービス（以下「本サービス」という）を、PC 処分+データ消去サービス利用規約(以下「本規約」という)を承諾したうえで利用するものとします。

### 第2条（定義）

本規約において、次の各号に掲げる用語は、当該各号に定める意味を有します。

- (1)「対象機器」とは、データ消去作業を実施する機器、記録媒体等をいいます。
- (2)「記録装置」とは、対象機器に内蔵されている HDD・SSD 等、固定ディスク装置に相当する記録媒体をいいます。

### 第3条（本サービスの内容）

1. 本サービスは、甲の委託に基づき、対象機器の記録装置に含まれるデータ（以下「内部データ」という）を第9条にて定める方法により消去、または読み出しを不可能にするための一連の作業（以下「データ消去作業」といいます。）をすることを内容とするものです。
2. 乙は、善良な管理者の注意をもってデータ消去作業を遂行しますが、現在知られているまたは今後開発されるあらゆる手段または技術をもってデータの読み出しを不可にすることまでを保証するものではありません。

### 第4条（対象機器、記録装置および内部データに対する権利）

甲は、対象機器、記録装置および内部データの権利について次の各号を承諾した上で本サービスを利用するものとします。なお、本サービスへの申し込みをもって、次の各号に関し甲が保証または承諾したものとみなします。

- (1) 本サービスを依頼する対象機器、記録装置および内部データについて、甲が正当な所有権または所有者からの正当な代理権を有すること
- (2) 本サービスを依頼する対象機器、記録装置および内部データについて、それらの処分に関して甲が正当な権利を有していること
- (3) 対象機器、記録装置および内部データの権利等について、第三者からの損害賠償請求等が発生した場合には、甲は自らの責任と負担において対処するものとし、乙は一切の責任を負わないこと
- (4) 本サービスの完了後、対象機器、記録装置の所有権は甲から乙に移転すること。

### 第5条（本サービスの申込み・本サービスに関する契約の成立）

1. 甲は、本規約の全ての内容に同意したうえで、乙所定の申込み方法により、甲に関する

情報、対象機器の引渡し方法に関する事項など乙所定の事項を記載・入力したうえで、本サービスの利用をお申込みいただくものとします。

2. 乙は、前項の申込みの内容および乙に到着した対象機器を確認したうえで、乙が定める基準により、甲による本サービスの利用の可否を判断します。本サービスに関する契約の成立は、前項のお申し込みに対して、乙がこれを承諾する旨を記載したメールを送信することにより成立します。

#### 第6条（本サービス料金）

甲は、予めサービス案内ページに記載されているサービス料金をご確認のうえ、申込みを行うものとし、本サービスの申込みを行った場合は、サービス料金を確認したものとみなす。

#### 第7条（お支払）

甲は、乙の定める支払方法・時期等に基づき、本サービスの対価、消費税および地方消費税を乙に現金振込にて支払うものとします（振込手数料は甲負担）。

#### 第8条（対象機器の引き渡し）

1. 甲は、対象機器が申込み内容と相違ないことを確認し、対象機器を乙に引き渡すものとします。
2. 引渡し方法は原則、甲が追跡可能な方法にて、乙が指定する場所に配送してください。もしくは乙が予め許可した場合には、指定する運送業者による引取を行うことができます。
3. 乙は、対象機器を受領したときは、速やかに対象機器の状態、数量等について検査するものとします。
4. 前項の検査において対象機器の状態、数量等に滅失、毀損または変質等が発見されたときは、乙は速やかに甲に対し、本サービスの利用ができない旨を通知します。
5. 乙は、第5条第2項にて契約が成立しなかった場合、速やかに対象機器を甲に対し、返送します。当該返送にかかる費用は甲の負担とします。
6. 乙は、甲が対象機器や甲が指定したもの以外の物品を引き渡された場合、もしくは明らかに故障している等その他乙が本サービスの利用不適合だと認める場合、当該物品の引取りを拒否し、甲に対して返送することができます。当該返送にかかる費用は甲の負担とします。
7. 第5条第2項の契約成立後は、如何なる理由でも、乙は、対象機器の返却に応じません。

#### 第9条（データ消去作業）

乙は、次の方法によりデータ消去作業をします。

##### 【ソフトウェア消去】

専用のデータ消去ソフトウェアにより、記録装置内の記録領域に対し、内部データを上書き

することで消去を行うことにより、内部データの読み出しを不可能にします。対象機器が正常に動作すること、パスワードが解除されていることを条件に本方法でデータ消去作業をします。

#### 第 10 条（本サービスの完了）

1. データ消去作業が完了したときは、乙は、当該データ消去作業の完了を証するものとして、乙所定のデータ消去証明書を電子データの形式で甲に発行するものとし、当該証明書を甲が受領した時点で本サービスの完了とします。なお、甲は当該証明書を異議が生じた場合は、当該証明書を乙が送信してから 7 日以内に申し立てなければ、本サービスは完了し、乙は、その後何ら責任を負わないものとしします。
2. 甲は、データ消去証明書を紛失等した場合、データ消去証明書の再発行を受けることができます。なおデータ消去証明書の再発行は本サービスの完了から 1 年間とします。

#### 第 11 条（変更の届出）

甲は、乙に対し登録または届出事項の内容に変更があった場合には、速やかに乙所定の方法で変更の届出をするものとしします。甲がこれを行わず、不利益を被った場合、乙は一切の責任を負いません。

#### 第 12 条（禁止事項）

甲は本サービスの利用に関し以下の行為を行ってはならないものとしします。

- (1) 申込時の虚偽行為
- (2) 本サービスに支障をきたすおそれのある行為
- (3) 本規約に違反して、第三者に本サービスを利用させる行為
- (4) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為
- (5) 第三者もしくは乙に迷惑、不利益もしくは損害を与える行為、またはそれらのおそれのある行為
- (6) 第三者もしくは弊社の著作権、プライバシーその他の権利を侵害する行為、またはそれらのおそれのある行為
- (7) 公序良俗に反する行為その他法令に違反する行為、またはそれらのおそれのある行為
- (8) 甲の営業活動および営利を目的として本サービスの利用する行為
- (9) その他乙が不相当と判断する行為

#### 第 13 条（解約）

1. 乙は、次のいずれかに該当する場合、本サービスに関する契約を解約できるものとしま

す。

- (1) 甲が本規約に違反があったときまたは違反するおそれがあるとき
- (2) 甲と通常的手段で連絡が取れなくなったとき
- (3) 甲が支払日より 60 日以上過ぎても支払わないとき
- (4) 乙に対する背任行為があったとき
- (5) 甲に、破産、会社更生、特別清算、および民事再生法の各種手続き開始の申立等の事実が生じた場合、または当該手続きが開始されたとき
- (6) 甲が、第三者により差押え、仮差押え、仮処分その他強制執行もしくは競売の申立てを受け、または公租公課の滞納処分を受けたとき
- (7) その他前各号に準ずるような事象が生じたとき

2. 乙が本サービスを前項に基づき解約した場合、甲は、乙のデータ消去作業にかかる料金の全額を支払わなければなりません。また、乙は、当該料金の支払いが確認されるまで、対象機器を留置します。なお、当該留置している間に対象機器が損壊等しても、乙は何ら責任を負わないものとします。また、当該支払が 60 日以上支払われない場合、甲は当該対象機器の所有権を放棄したものとみなし、乙は甲の費用負担を以って、処分することができるものとします。

#### 第 14 条（免責事項）

甲は本サービスを利用するにあたり、次の事項について認識し、乙が責任を負わないことを承諾するものとします。なお、消費者契約法その他法令の適用により、本条各号の定めのおおれが無効になり乙が責任を負うことになった場合であっても、その責任は第 21 条に定める範囲に限られるものとします。

- (1) データ消去作業をするにあたり、対象機器または対象機器内の記録装置の開封・分解等を含む作業をする場合がありますが、乙はこれにより生じた対象機器の動作不良、汚損、破損等について、一切責任を負いません。
- (2) データ消去作業によっては、対象機器を再度利用することができなくなる場合がありますが、乙はこれにより甲に生じた損失について一切責任を負いません。
- (3) データ消去作業をすることで、甲が対象機器の販売者・製造者等の保証等を受けられなくなる場合があります。
- (4) データ消去作業をしても、現在知られているか今後開発されるあらゆる手段または技術をもってすれば保存データの読み出しができる可能性があることを否定できないことから、乙は、データ消去作業によって保存データが完全に読み取り不可となることまでを保証するものではありません。
- (5) 乙は、保存データの内容について一切の関与および保証をするものではありません。乙は、データ消去作業をすることによる保存データの消滅、破損等について、一切責任を負いません。甲は、必要に応じて、甲の費用と負担において、あらかじめ保存デ

ータのバックアップをお取りください。

- (6) 乙は、本サービスに関し輸送の過程で生じた対象機器のいかなる損害に対しても、その責任を負いません。

#### 第 15 条（個人情報保護）

1. 乙は、乙のプライバシーポリシー (<https://watahan.co.jp/policy>) に基づき、甲の個人情報の適切な管理等に努めます。
2. 乙は保存データの内容に個人情報が含まれている場合であっても、一切その内容に関知いたしません。

#### 第 16 条（秘密保持）

乙は、甲から開示される秘密情報（お預かりした対象機器に記録された可視的に再生できる全ての情報）を秘密として保持し、甲の事前の書面（通信手段全般を含む）による承諾がない限り、秘密情報を次条に定める外部委託先以外の第三者に開示、提供または漏洩しないものとします。ただし、次の各号に該当する場合にはこの限りではありません。

- (1) 開示を受けた時点で既に公知または公用となっていた情報
- (2) 開示を受けた時点で既に正当な手段により所有していたことを証明することができる情報
- (3) 開示を受けた後に乙の責によらず、公知または公用となった情報
- (4) 開示を受けた後に正当な権限を有する第三者から合法的に入手したことを証明することができる情報
- (5) 法律に基づく裁判所、行政機関等の要求により開示せざるを得ない情報

#### 第 17 条（外部委託）

乙は、対象機器の種類および状況により、本サービスの一部または全部を外部委託先に委託する場合があります。甲はこれを予め承諾するものとします。この場合、乙は、外部委託先に対し、乙が本規約で負うのと同等の義務を負わせ、情報漏洩等の事故防止に努めるものとします。

#### 第 18 条（不可抗力）

天災地変等の不可抗力、疫病、戦争・暴動・内乱、法令の改廃制定、公権力による命令処分、ストライキその他の労働争議、輸送機関の事故、電力会社による電力供給停止その他の乙の責めに帰すことのできない事由により、乙が本サービスの全部または一部を履行することができない場合、乙は本サービスの不履行に関し一切の責任を負わないものとします。

#### 第 19 条（本規約の変更）

乙は、本サービスの内容変更等に伴い、本規約を予告なく変更できるものとします。本サービスの利用にあたっては、甲が本サービスの申込みをした時点での最新の本規約が適用されます。本サービスの申込み後に本規約が変更された場合、その申込みにかかる本サービスの履行が完了するまで、変更前の本規約が適用されるものとします。

#### 第 20 条（本サービスの廃止）

乙は、次の各号のいずれかに該当する場合、本サービスの全部または一部を廃止するものとし、廃止日を以って、成立した契約の全部または一部を解約することができるものとします。

- (1) 廃止日の 30 日前までに甲に通知した場合
- (2) 天災地変、感染症・疫病等不可抗力により本サービスを提供できない場合

#### 第 21 条（損害賠償）

乙は、本サービスを実施するにあたり、その責に帰すべき事由により甲に損害を発生させた場合、現実が発生した通常の損害について賠償するものとし、乙の予見の有無を問わず、特別の事情から生じた損害、逸失利益について乙は賠償責任を負わないものとします。ただし、乙に故意または重大な過失がある場合を除き、乙が甲に対して賠償する金額は、損害を発生させた本サービスに関し甲にお支払いいただく料金を超えないものとします。なお、甲による、損害賠償請求は、本サービスに関する契約の申込み日から 1 年以内に行うものとします。

#### 第 22 条（遅延損害金）

甲が支払期限までに料金を支払わない場合、支払期限の翌日から完済に至るまで、年 14.6%（365 日日割計算）の遅延損害金を乙に対して支払わなければならないものとします。

#### 第 23 条（反社会的勢力の排除）

1. 甲および乙は、自ら、その子会社、関連会社もしくは関係者等が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
- (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- (3) 自らもしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
- (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。

(5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

2. 甲および乙は自ら、その子会社、関連会社もしくは関係者等が自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとします。

(1) 暴力的な要求行為。

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為。

(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。

(4) 風説を流布し、偽計を用い、または威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為。

(5) その他前各号に準ずる行為。

3. 甲または乙は、相手方、相手方の子会社、関連会社もしくは関係者等が、暴力団員等もしくは第1項各号に該当した場合、もしくは第2項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、直ちに本規約を解除することができるものとする。また、違反当事者は、これにより自己に生じた損害の賠償請求はできないものとするが、相手方に対する損害賠償責任は免れないものとする。

#### 第24条（分離可能性）

本規約のいずれかの条項またはその一部が、法令等により無効又は執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの規定および一部が無効又は執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

#### 第25条(協議事項)

本規約、本サービスの解釈に疑義が生じた場合あるいは定めがない事由が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議のうえ、円満に解決するものとします。

#### 第26条(合意管轄)

甲および乙は、本規約、本サービスに関する一切の訴訟は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることを合意します。

#### 第27条（予後効）

本規約が解除、解約など理由の如何に拘わらず終了したとしても、第3条第2項、第4条第1項第3号、第4条第1項第4号、第7条、第8条第5項乃至第7項、第10条、第11条、第13条第2項、第14条、第16条、第18条、第21条、第22条、第23条第3項、第26条および本条は、継続して効力を有するものとします。

第 28 条（準拠法）

本規約に関する準拠法は、日本法とします。

施行日：2024 年 11 月 1 日